

服装等の規定について

- 1 制服 指定のもの（ボタン・リボンを含む）。
 - ※ シャツの下の肌着は原則として白色無地。Tシャツはワンポイントまで可。
（冬服着用時の防寒着については、10月ごろにお知らせします。）
 - ※ ベルト（男子）黒色合皮製で幅3センチ程度、1段穴のものを使用。
華美なもの、穴が多いもの、布製のものを使用しない。
（女子）冬服・中間服着用時、スカートに付いているものを使用。
 - ※ 制服の移行期間は、特に設けない。自分の体調に合わせて移行する。
- 2 体育服 指定のもの（ジャージ上下、体育服シャツ、体育服ズボン）。
- 3 体育館シューズ 指定のもの。
- 4 ネーム 指定のものを左胸ポケットに服と同じ色で縫い付ける。
- 5 靴 白地で白いひもの付いている運動靴を使用。
（運動に適したもの。ハイカットスニーカーは不可。）
- 6 靴下 白のスクールソックス（白色無地）を着用。
長さはくるぶしが完全に隠れるものを着用。
（スニーカーソックス、ハイソックスは不可）
- 7 上履き 指定のもの。
- 8 カバン 指定のもの。
- 9 眉 手を加えない。
- 10 頭髪 中学生らしいさわやかな髪型とする。
 - ※ 染色・脱色やパーマはかけない。整髪料を使わない。
 - ※ 特殊な髪型にしない（ツブブロック、ウルフカット、モヒカン等）。
 - ※ 男子：前髪は眉に、横髪は耳に、後ろ髪は襟にかからない。
女子：前髪は眉に、後ろ髪は肩にかからない。肩にかかる場合は束ねる。
（髪を束ねるゴムの色は、黒・紺・茶とする。）
- 11 補助バッグ 華美なものは避ける。
- 12 キーホルダー 目印のため、学校カバンに1つ付けてもよい。
補助バッグや筆箱など、個人のを特定しやすいものには付けない。鈴や電子音の鳴るものは禁止。
拳で握って隠れる程度の大きさのもの。
- 13 制汗シート、リップ、保湿クリーム 無香料のもののみ使用可。使用後は持ち帰る。
- 14 カイロ 使用後は家に持ち帰る。

内之浦中学校防寒着規定

1. 共通

- ① 徒歩通学生の登下校は、(色は派手でない物)ネックウォーマーかマフラー、学校ジャージ(上着のみ)、手袋を着用してよい。
- ② 自転車通学生の登下校は、(色は派手でない物)手袋、ネックウォーマー、学校ジャージ(上着のみ)を着用してよい。
- ③ 登下校時の防寒着(手袋、マフラー、ネックウォーマー、学校ジャージ)は、玄関で着脱する。
- ④ 違反服(トレーナーやパーカー等)は、脱がせて預かる。
- ⑤ 防寒着の着用する期間は、11月上旬～3学期ごろを目安とする。
- ⑥ 派手でない色とは、黒、紺、白、グレー、茶の単色とする。

2. 男子

- ① 男子は冬服の下にはカッターシャツを身に付け、その上に黒・紺・グレーのセーターを身につけてもよい。ただし、外からは見えないように着ること。
- ② 男子はカッターシャツの下に派手でない色の防寒下着(ヒートテック、スポーツ用のアンダーシャツ、等)を着用してよいが、ハイネック等外から見えたり、透けるものは禁止する。

3. 女子

- ① 女子は、冬の制服の中に黒・紺・グレーのセーター、派手でない色の防寒下着(ヒートテック等)を身につけてもよいが、外からは見え(透け)ないように着用し、ハイネック等の外から見えるものは禁止する。袖のホックは必ず留めること。
- ② 女子はタイツを身につけてもよいが 60 デニール以上の物を身に付けること。
- ③ タイツの上に(タイツの下も)靴下を履くのは禁止する。

4. その他

- ① 使い捨てカイロは使用可であるが、見えないようにポケットに入れて使用すること。机に出したり、見えるように使用したり、投げて遊んだり、学校のゴミ箱に捨ててはいけない。
- ② 膝掛けを授業時のみ使用可である。色が派手なもの、キャラクター物はダメです。
- ③ 使い捨てカイロ、膝掛けの使用も防寒着と同様、11月上旬～3学期ごろを目安とする。